

# 区からのお知らせ

## SUGINAMI INFORMATION

### 保険・年金

#### 国民年金保険料の納付は、口座振替がお得です

国民年金保険料の納め方には口座振替での方法もあります。当月分保険料を当月末に引き落とすことにより月々50円割引される早割制度を利用すると、年間600円お得になります。

口座振替を希望する方は、預貯金口座がある金融機関または杉並年金事務所へお申し込みください。また、郵送による手続きも可能です。

納付方法は口座振替のほかに、日本年金機構から送付される納付書による現金納付やクレジットカード納付、電子納付などがあります。

☎杉並年金事務所 ☎3312-1511

#### 介護保険の高額介護サービス費の基準が変わります

8月の介護サービス利用分から、所得区分「現役並み所得者」の負担上限額が医療保険に合わせて3区分に細分化され、負担上限額が引き上げられます。

#### ◆細分化後の「現役並み所得者」の所得区分と負担上限額(月額)

所得区分		負担上限額(月額)
現役並み所得者	(1) 課税所得690万円以上世帯	14万100円
	(2) 課税所得380万円以上690万円未満世帯	9万3000円
	(3) 課税所得145万円以上380万円未満世帯	4万4400円

☎介護保険課給付係

### 生活・環境

#### 成田東1・2丁目、梅里1丁目の道路調査

狭い道路拡幅の整備を推進するため、成田東1・

### ❗感染症防止対策

下記の対策にご協力をお願いいたします。

- 体調不良時の利用自粛
- マスク着用や手洗い・手指消毒の励行
- ソーシャルディスタンスの十分な確保
- 室内の定期的な換気
- 大声での発声、歌唱、声援等が生じる活動の自粛

2丁目、梅里1丁目の2項道路(※)の現地調査を実施します。調査は、委託事業者の調査員が道路上で道路幅の計測等を行います。

※建築基準法第42条2項で指定された道路で、幅員4m未満の道路。

☎狭い道路整備課 ☎狭い道路整備推進係

### 募集します

#### ゆうゆう館3年度下半期団体利用申請

10月～4年3月の間、定期的にゆうゆう館の利用を希望する団体の利用申請を受け付けます。

☎区内在住で、60歳以上の方が8割以上で構成される5名以上の団体、高齢者支援団体(さざんか一ど登録団体で高齢者の社会参加の支援を目的とした活動を実施している団体) ☎直接、申請書を7月22日～8月5日に利用を希望するゆうゆう館へ提出 ☎各ゆうゆう館、高齢者施策課施設担当 ☎申請時に参加者の名簿を提出

#### 杉並ふれあい農業推進フォトコンテスト

☎「杉並の農風景(野菜や花など)」に関係する写真 ▶ **大きさ** = 六ツ切(A4サイズの印画紙に印刷した写真でも可) ▶ **賞** = 農業委員会会長賞1名(賞状、副賞〈区内共通商品券5000円分〉)、入選5名(副賞〈区内共通商品券2000円分〉)、佳作10名(副賞〈区内共通商品券1000円分〉)、入賞者除く応募者全員(区内共通商品券500円分) ▶ **入賞者発表** = 11月上旬頃 ☎区内在住・在勤・在学の個人または団体(1人2点まで) ☎作品の裏面に住所・氏名・電話番号・タイトルを書いて、10月8日(必着)までに杉並区農業委員会(〒167-0043上荻1-2-1Daiwa荻窪タワー2階産業振興センター都市農業係内)へ郵送・持

### 【重要なお知らせ】

新型コロナウイルスの感染状況によっては、本紙および過去の「広報すぎなみ」掲載の催しや募集の内容等が中止または延期になる場合があります。最新情報は、各問い合わせ先にご確認いただくか、区ホームページをご覧ください。



参 ☎同委員会事務局 ☎5347-9136 ☎応募作品は返却しません。個人を特定できる場合は、事前に写っている人の承諾が必要。入賞作品はネガなどの提出をお願いするなど、杉並の農業振興に関するイベント等に利用することがあります



▲昨年度の優秀作品

## 特別弔慰金の請求受け付け中

☎戦没者等の死亡当時の遺族で2年4月1日(基準日)に公務扶助料や遺族年金を受けている方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合、先順位の遺族1名に額面25万円、5年償還の記名国債を支給 ▶ **請求期限** = 5年3月31日 ▶ **受付時間** = 午前9時～午後4時 ☎保健福祉部管理課地域福祉係

## 8月の各種健康相談 いずれも予約制。申し込みは、各保健センターへ。

保健センター名	子育て相談	母親学級	平日パパママ学級	離乳食講習会	0歳からの歯みがき・歯科健診(乳幼児歯科相談)	栄養・食生活相談	ものわずれ相談	心の健康相談		
荻窪 (荻窪5-20-1) ☎3391-0015	19日(木)	計測は1歳の誕生日月まで(荻窪・高円寺保健センターは7カ月まで)。 時間帯はお問い合わせください。	4日(水) 18日(水)	午後1時30分～4時。初産の方優先(荻窪保健センターは初産の方のみ)。	-	25日(水)	午前 6日(金) 27日(金) 午後 5日(木)	6日(金)	26日(木) 午後1時30分	5日(木) 午前9時45分 18日(水) 午後1時30分
高井戸 (高井戸東3-20-3) ☎3334-4304	2日(月)	-	-	3日(火)	午後1時30分～3時	3日(火) 23日(月)	5日(木)	午前9時～正午	27日(金) 午前9時30分	3日(火) 19日(木) 26日(木) 午後1時30分
高円寺 (高円寺南3-24-15) ☎3311-0116	26日(木)	6日(金) 13日(金)	13日(金) 午前10時～正午	11日(水)	午前 3日(火) 17日(火) 午後 5日(木)	17日(火)	12日(木) 午後2時	午後11時15分～2時35分	12日(木) 午後2時	6日(金) 午後2時 26日(木) 午前9時30分
上井草 (上井草3-8-19) ☎3394-1212	25日(水)	5日(木) 19日(木)	-	26日(木) (生後9カ月頃から)	午前 25日(水) 午後 4日(水)	-	10日(火) 午後1時30分	-	10日(火) 午後1時30分	16日(月) 午後1時30分
和泉 (和泉4-50-6) ☎3313-9331	12日(木)	-	4日(水) 午後1時～3時	19日(木) (生後9カ月頃から)	午前 12日(木) 午後 25日(水)	-	18日(水) 午前10時	-	18日(水) 午前10時	3日(火) 午後1時30分

杉並区に転入し、妊婦・乳幼児健診受診票、予防接種受診票が必要な方は、各保健センターまたは子ども家庭部管理課母子保健係(区役所東棟3階)へ。ベビーカー等の盗難が発生しています。会場は狭いためベビーカーで回ることができません。チェーン錠を付けるなど各自でご注意ください。

凡例 ☎日時 場場所 内容 講師 対象 定員 参加費(記載のないものは無料) ☎申し込み(記載のないものは直接会場へ) ☎お問い合わせ 他その他 ☎Eメールアドレス ☎ホームページアドレス

暑い夏がやってくる!

# 区立小中学校のプールを開放します

—— 問い合わせは、学校支援課学校開放担当へ。

「杉並区学校開放事業ツイッター」でプールの利用状況をお知らせします

学校開放プールは、新型コロナウイルス感染症対策として各校各回の定員を40名で開催します(事前予約不要)。来校前に、ツイッター(右2次元コード)をご確認ください。



**費用 1回200円** ※中学生以下の方は無料。

開場右表のとおり 区内在住・在勤・在学の方(小学3年生以下の児童は、水着を着用した16歳以上の保護者同伴。夜間プールの午後6時30分以降は小学4~6年生の児童も保護者同伴。付き添いの保護者1名に対して、2名までの児童が利用できます) 付き添いの保護者にも利用料金がかかります。水着を着用していない方は、プールサイドに入れません。スイミングキャップ持参。自動車・バイク・自転車での来校不可。光化学スモッグ注意報や熱中症対策により利用できなくなる場合あり

▶開放時間

昼=午前9時30分~正午、午後1時30分~4時

夜=午後5時30分~8時(方南小学校を除く)

学校名	開放期間	開放時間帯	
		昼	夜
阿佐ヶ谷中学校(阿佐谷南1-17-3)	8月1日(日)~15日(日)	●	●
方南小学校(方南1-52-14)	8月7日(土)~21日(土)	●	—
高円寺学園(高円寺北1-4-11)	8月8日(祝)~22日(日)	●	●

8月31日までに申請してください

## 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援として、総合支援資金等の再貸し付けが8月末までに終了する世帯で、区に住民登録し収入・資産等の要件を満たす世帯主等に対し、支援金を支給します。

対象者となる方には申請書等を7月上旬に発送しました。申請書に必要事項を記入し、8月31日(消印有効)までに郵送してください。

手続きについては、杉並区自立支援金相談コールセンター ☎080-6790-0431。制度については、国コールセンター ☎0120-46-8030(いずれも午前9時~午後5時(土・日曜日、祝日を除く))

ありがとうございました

## 新型コロナウイルス感染症に係る寄贈



▲アルコールスタンド寄贈時の様子

寄贈された物品は、新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止に活用します。—— 問い合わせは、総務課総務係へ。

主な寄贈品と寄贈者(6月1日現在。敬称略・順不同)

※「広報すぎなみ」5月15日号以前掲載分を除く。

- 足踏式アルコールスタンド：中央大学杉並高等学校物理部=1台
- マスク：匿名分=56枚

## 区内空間放射線量等測定結果

6月に実施した、区内の空間放射線量率および区立小中学校・保育園等の給食食材の放射能濃度測定の結果、特に異常はありませんでした。詳細は、区ホームページをご覧ください。

空間放射線量率の測定については、環境課公害対策係。区立小中学校・保育園等の給食食材の放射能濃度測定については、学務課・保育課。放射能濃度測定の方法については、杉並保健所生活衛生課衛生検査係 ☎3334-6400

## 粗大ごみ収集の申し込みを休止します

粗大ごみ受付センターのシステムメンテナンスのため、電話・インターネット・ファクスでの申し込みを休止します。

- 休止期間=7月24日(土)午後8時~25日(日)午後7時

☎杉並清掃事務所 ☎3392-7281



## 急病診療のご案内

必ず事前に電話で相談し、保険証・医療証を持参してください。未成年者の受診は、原則保護者等が付き添いをお願いします。

機関	診療科目	月~金曜日	土曜日	日曜日、祝日	備考
休日等夜間急病診療所 (杉並保健所2階) ☎3391-1599	小児科	午後7時30分~10時30分			受け付けは終了30分前まで。受診前にお電話ください。※午後5時以降小児科は、1歳以上が診療対象。
	内科・小児科・耳鼻咽喉科		午後5時~10時(※)	午前9時~午後10時(※)	
	外科			午前9時~午後5時	
急病診療医療機関(当番医)の案内は ☎7399(または☎5347-2252)	内科・小児科			午前9時~午後5時	受け付けは終了30分前まで。受診前に医療機関へお電話ください。
歯科保健医療センター (杉並保健所5階) ☎3398-5666	歯科			午前9時~午後5時	受け付けは終了1時間前まで。受診前にお電話ください。

## 医療機関案内・急病相談

機関	月~金曜日	土・日曜日、祝日	備考
杉並区急病医療情報センター ☎7399(または☎5347-2252)	午後8時~翌日午前9時	午前9時~翌日午前9時	相談員による対応
東京都医療機関・薬局案内サービス (ひまわり・t-薬局いんふお) ☎5272-0303	案内24時間受け付け		コンピューターでの自動応答
	相談午前9時~午後8時		相談員による対応
東京消防庁救急相談センター ☎7119(または☎3212-2323)	24時間受け付け		相談医療チームによる対応

※申し込みは「広報すぎなみ」の発行日からとなります。  
※紙面上では市外局番「03」の表記を省略しています。



## ひとり親世帯以外の子育て世帯の方へ

子育て世帯生活支援特別給付金の  
申請受け付けが始まります

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯へ給付金を支給します。  
詳細は区ホームページ（右上2次元コード）をご覧ください。

—— 問い合わせは、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）臨時受付窓口 ☎5307-0340、  
子ども家庭部管理課子ども医療・手当係へ。

## 支給額

児童1人当たり5万円（1回限り）

## 対象者

次の「養育要件」と「所得要件」の両方を満たす方

## ●養育要件

平成15年4月2日～令和4年2月末に生まれた児童（特別児童扶養手当対象の児童の場合、申請時点で20歳未満）を養育する父母等

## ●所得要件

次のいずれかに当てはまること

- ・3年度分の住民税が非課税
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、1月以降の収入が住民税非課税の基準相当となる見込み

## 申請方法

申請書等（子ども家庭部管理課子ども医療・手当係〈区役所東棟3階〉で配布。または区ホームページから取り出せます）を同係へ郵送。または、7月26日から子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）臨時受付窓口（区役所東棟7階）へ持参

## 申請期限

4年2月28日（必着）

## その他

- すでに子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を受給された方や、本給付金について区から支給のお知らせが届いた方は対象外です。
- 配偶者からの暴力等を理由に避難されている方や離婚（協議中含む）により配偶者と別居されている方は、給付金を受け取れる可能性がありますので、早めにご相談ください。

個人住民税（特別区民税・都民税）、  
軽自動車税に係る税制を改正しました

地方税法等の一部改正に伴い、杉並区特別区税条例の一部を改正しました。

—— 問い合わせは、課税課へ。

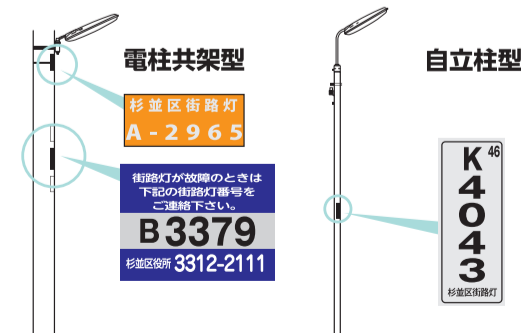
税金の種類	主な内容	適用
個人住民税	非課税限度額等における国外居住親族の取り扱いの見直し 「扶養控除」について、対象となる「扶養親族」から30～69歳の国外居住親族が原則として除かれることに伴い、「区民税均等割・所得割の非課税限度額」および「区民税均等割の条例軽減」についても、判定に用いる「扶養親族」の範囲を扶養控除の取り扱いと同様とする。	6年度分以後の区民税
	セルフメディケーション税制の延長 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、対象をより重点化した上で5年の延長を行う。	5年度分以後の区民税
	住宅ローン控除の見直し 消費税率10%が適用される住宅取得等をした方を対象として住宅借入金等特別税額控除の控除期間を13年間とする特例について、当該住宅取得等に係る契約が一定の期間内に締結されたものである場合は、当該住宅を4年12月31日までに居住の用に供した方を対象とする。	4年度分以後の区民税
軽自動車税	種別割のグリーン化特例（軽課）の見直し 三輪以上の軽自動車に係る種別割の税率のグリーン化特例について、3年度または4年度中に初めて車両番号の指定を受けた自家用の乗用のものを除く電気軽自動車等を対象として2年延長する。	4年度および5年度の種別割（いずれも取得の翌年度のみ）

## 街路灯について

## 故障のときはご連絡ください

—— 問い合わせは、杉並土木事務所街路灯係 ☎3315-4178へ。

街路灯の球切れや灯具の破損などを見つけた場合は、所在地や街路灯に記載の管理番号（右記参照）を杉並土木事務所街路灯係までご連絡ください。速やかに対応します。



## 街路灯のLED化

平成29年度から、従来型に比べて高効率、長寿命なLED灯具へ改修を進めています。

## 街路灯の助成制度

区では、公共性のある私道上の街路灯を対象に、設置および電気料金の助成を行っています。詳細は、お問い合わせください。

## 「すぎナビ」への掲載

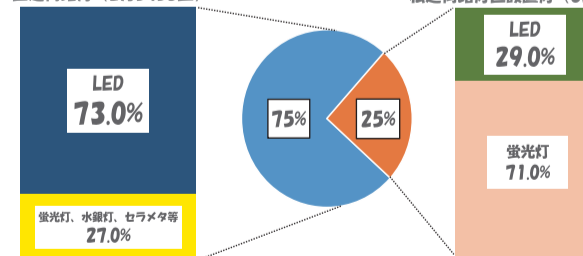
杉並区公式電子地図サービス「すぎナビ」で、区が管理する街路灯の所在地等を公開しています。

## 杉並区の街路灯（3万3804基）

令和3年4月1日現在

区道街路灯（2万5453基）

私道街路灯区設置灯（8351基）



心身に障害のある方や難病の方へ

# 福祉手当等の申請はお済みですか

—— 問い合わせは、障害者施策課障害者手当・医療係 ☎5307-0781へ。

各種手当の支給や医療費の助成などを行っています。手当などの内容は下表のとおりです。すでに受給中の方は手続き不要です。

所得制限、年齢制限（65歳以上の方は原則対象外）、他の手当等との併給制限、施設入所制限等があります。

また、所得制限超過で手当などが受給できなくなった方でも、3年度再び所得が制限額内になれば受給できます。該当する方は再度申請手続きが必要です。詳細は、お問い合わせください。

手当等の種類	対象者	手当等の種類	対象者
心身障害者福祉手当 (◎○△□)	次のいずれかに該当する方 ●身体障害者手帳1～3級 ●愛の手帳1～4度 ●脳性まひまたは進行性筋萎縮症 ●精神障害者保健福祉手帳1級	特別児童扶養手当 (◎○□)	次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方 ●身体障害者手帳1～3級（4級の一部）程度 ●愛の手帳1～3度程度 ●日常生活に著しい制限を受ける精神障害、発達障害、身体の障害、内臓の障害または疾患がある児童
障害手当 (◎○□)	次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方 ●身体障害者手帳1・2級 ●愛の手帳1～3度 ●脳性まひまたは進行性筋萎縮症	重度心身障害者手当 (◎○△□)	次のいずれかに該当する方 ●重度の知的障害者で、日常生活において常時複雑な配慮が必要な程度の著しい精神症状を有する ●重度の知的障害と重度の身体障害が重複している ●重度の肢体不自由者で、両上肢、両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の身体障害を有している
特別障害者手当 (◎□)	20歳以上で身体や精神に重度の障害（身体障害者手帳1・2級程度と愛の手帳1・2度程度の障害が重複している状態など）があるため、常時特別な介護が必要な方	難病患者福祉手当 (◎○△□)	特定医療費（指定難病）受給者証等をお持ちの方
障害児福祉手当 (◎○□)	20歳未満で身体や精神に重度の障害（身体障害者手帳1級（2級の一部）程度または愛の手帳1度（2度の一部）程度など）があるため常時介護が必要な方	心身障害者医療費助成 (◎△)	次のいずれかに該当する方 ●身体障害者手帳1・2級（内部障害は3級まで） ●愛の手帳1～3度 ●脳性まひまたは進行性筋萎縮症 ●精神障害者保健福祉手帳1級

※◎=所得制限あり、○=併給制限あり、△=65歳以上は原則対象外、□=入院・施設入所は制限あり。

## 空き家を活用した社会貢献

# 「空室・空家等利活用モデル事業」を募集します

空き家等の改修を行い、住宅の確保に特に配慮を要する方々に住まいとして提供することで地域社会に貢献する「空室・空家等利活用モデル事業」を公募します。モデル事業に選定された場合、改修費等の一部を助成します。

—— 問い合わせは、杉並区居住支援協議会事務局（住宅課管理係）、住宅課空家対策係へ。



### 募集事業

- ①(1)住宅確保要配慮者の住まい・全棟型  
空き家等の改修により、住宅確保要配慮者（※）を対象とした住まいを提供し、地域コミュニティの維持・再生に資する事業
- (2)住宅確保要配慮者を含む住まい・全棟型  
空き家等の改修により、住宅確保要配慮者が全居住者の1/4以上居住する住まいを提供し、地域コミュニティの維持・再生に資する事業
- ②高齢者および障害者の住まい・空室型  
共同住宅の空き室をバリアフリー改修により、高齢者世帯および障害者世帯を対象とした住まいとして提供する事業
- ③地域コミュニティ施設型  
空き家等の改修により地域交流を活性化し、住宅確保要配慮者の生活を側面から支える地域のコミュニティに貢献する施設として提供する事業

※低所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する家庭など、住宅の確保に特に配慮を要する者。

### 応募対象

- おおむね1年以上、居住者のいない戸建て住宅または共同住宅（全戸空き室になったもの）
- 空き室になっている共同住宅の一室

### 応募条件

- 新耐震基準を満たしている（昭和56年6月以降の建物）
- 建築基準法令等に適合している（改修により適合するものを含む）
- 事業計画について建物所有者の合意が得られている
- 適正な事業の実施が可能であると判断でき、5年または10年以上事業を継続する
- 3年度中（4年3月中旬まで）に工事が完了する

### 助成内容（1物件当たり）

- 改修工事費用等
  - ①・③ 事業期間10年＝上限300万円、事業期間5年＝上限150万円
  - ② 事業期間10年＝上限100万円
- その他助成  
上限50万円

### スケジュール

事前相談（必須）＝7月30日までの午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）▶受け付け＝8月2日～10日午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）▶審査・選定＝9月上旬（予定）

詳細は、3年度「杉並区地域貢献型空室・空家等利活用モデル事業応募要領」（住宅課（区役所西棟5階）で配布。区ホームページ（右2次元コード）からも取り出せます）をご覧ください。

